

# 公益社団法人埼玉県雇用開発協会 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人埼玉県雇用開発協会と称する。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第 3 条 この法人は、障害者、高年齢者等の雇用並びに就業への啓発、支援等により雇用の促進を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者、高年齢者等の雇用及び就業への啓発
- (2) 障害者、高年齢者等の雇用に関する支援
- (3) 障害者、高年齢者等の雇用促進に関する業務に従事する者に対する研修
- (4) 障害者、高年齢者等の雇用促進に関する調査研究及び情報の提供
- (5) 障害者の職業自立支援のための業務
- (6) 雇用支援に関する有料職業紹介事業・無料職業紹介事業（面接会等）の実施及びセミナー、講習会の開催
- (7) 雇用支援に関する労働者派遣事業の実施
- (8) 関係機関との連携
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は埼玉県内において行うものとする。

## 第3章 会 員

### (法人の会員)

第 5 条 この法人の会員は、第 3 条の目的に賛同する団体であって、埼玉県内に事務所を有する法人とする。

2 前項の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (法人への入会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (退会)

第7条 会員がこの法人を退会しようとするときは、退会届けを会長に提出しなければならない。

2 会員が解散し、又は事業所等の所在地を県外へ移転したときは、退会したものとみなす。

#### (除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの定款に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会費)

第9条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 納入した会費は、会員が退会し、又は除名された場合においても、返還しない。

#### (議決権及び選挙権)

第10条 会員は各1個の議決権及び選挙権を有する。

## 第4章 総会

#### (構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

#### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開 催)**

第 13 条 総会は、定時総会として毎年 1 回、当該事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

**(招 集)**

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の 5 日前までに会員に通知しなければならない。

3 総会員の議決権の 10 分 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

**(議 長)**

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

**(議決権)**

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

**(決 議)**

第 17 条 総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

**(書面表決等)**

第 18 条 出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員若しくは、理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該出席できない会員は、第 17 条の規定の適用について出席したものとみなす。

### (議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の種類及び設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 会 長    | 1名         |
| (2) 副 会 長  | 若干名        |
| (3) 業務執行理事 | 1名         |
| (4) 理 事    | 15名以上25名以内 |
| (5) 監 事    | 2名         |

2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長及び1名を業務執行理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会において選出し、会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。副会長は、理事会で意見を述べることはできるが、業務執行権はないものとする。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、業務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の業務執行理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

#### (顧問及び参与)

第27条 この法人に、任意の機関として、5名以上9名以下の顧問及び1名以上3名以下の参与を置く。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 顧問及び参与の報酬は、無償とする。

5 前項の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する

#### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(会議の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長及び常勤職員等を置く。

2 事務局長は理事会が任免し、会長の命を受けて事務局を総括する。

3 常勤職員等は、会長が任免する。

4 事務局の組織、事務分掌並びに職員の服務等に関する規定は会長が別に定め、定めた時及び改正した時に理事会に報告するものとする。職員の給与等の額は、国家公務員の給与等を参考に予算の範囲内で会長が別に定め、理事会に報告するものとする。

## 第7章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

**(公益認定の取消し等に伴う贈与)**

第41条 この法人が公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**(残余財産の帰属)**

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第9章 公告の方法**

**(公告の方法)**

第43条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

**附 則**

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は小嶋隆善とする。
- 3 一般財団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。